

第2期第4回 豊島区子どもの権利委員会

日時：令和3年9月2日（木）午後2時から

会場：Zoomによるオンライン会議

（会場参加者：本庁舎8階教育委員会室）

1 開 会

2 議 事

- （1）子どもの権利擁護に関する施策の検討について（資料1・2・3）
- （2）令和3年度における子どもの権利普及啓発等の取組について（資料4）
- （3）その他（資料5・参考資料）

3 閉 会

【配付資料】

- 資 料 1 子どもの権利擁護に関する施策の検討について
- 資 料 2 「豊島区子ども・若者総合計画」子どもの権利保障に関する施策の検証
- 資 料 3 【未定稿】「豊島区子ども・若者総合計画」 実施状況調査票（抜粋）
- 資 料 4 令和3年度における子どもの権利普及啓発等の取組について
- 資 料 5 としま子ども若者応援プロジェクトについて
- 参考資料 「としま子ども若者応援プロジェクト」周知チラシ

子どもの権利擁護に関する施策の検討について

1 令和2年度における整理

子どもの権利擁護に関する施策の検討に係る現状及び課題について、令和2年度開催の子どもの権利委員会において、以下のとおり整理した。

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○第1回委員会（R2.7.31開催）にて「子どもの権利擁護に関する施策」について区長から諮問 ○「豊島区子ども・若者総合計画」にて「(仮称)子どもの権利擁護センター」の設置を掲げ、設置目標を令和3年度に設定 ○区では、令和4年度中に児童相談所を設置予定 	<ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュール変更が発生 ○児童相談所の設置に伴う組織改正を見据えた検討が必要 ○子どもを対象とした既存の相談事業等との関連性・役割分担を検討する必要があり、既存事業の課題整理が必要



【令和3年度における委員会の取組】

- 「豊島区子ども・若者総合計画」における子どもの権利に関する施策検証の中で、既存事業の課題を整理
- 子どもの権利擁護のため、既存事業の活用方法や連携方法を検討
- 区における児童相談所設置に向けた組織体制の見直しや上記検討結果を踏まえ、子どもの権利擁護制度の在り方について区長に答申

2 令和3年度における検討スケジュール等

上記1【令和3年度における委員会の取組】について、令和3年度開催の委員会において、下記のとおり検討・実施する。

実施主体	内容	時期
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度開催の委員会にて選定した子どもの権利に関する施策（事業No.29～45）について、「豊島区子ども・若者総合計画」令和2年度実施状況調査の中で、子どもの権利保障に関する項目を追加の上、実施 ○調査結果の取りまとめ 	
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○調査結果を確認し、ヒアリング調査や追加調査等の必要について検討 ○ヒアリング調査や追加調査の対象事業を選定 	R3.9 [第4回]
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○（追加調査）対象事業について事業所管課に追加調査を実施 ○答申書の骨子を作成 	
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○（ヒアリング調査）対象事業について事業所管課にヒアリングを実施 ○調査結果等を踏まえ、答申書の骨子について審議 	R3.11 [第5回]
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○審議結果等を踏まえ、答申書（案）を作成 	
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○答申書（案）について審議 	R4.1 [第6回]
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○審議結果等を踏まえ、答申書を作成 	
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○区へ答申 	R4.3 [第7回]

「豊島区子ども・若者総合計画」 子どもの権利保障に関する施策の検証

資料2	令和3年9月2日
	第2期第4回 豊島区子どもの権利委員会

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目			
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
29	子ども虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	子ども自身からの発信につながるようSOSカードの配布を予定している。	区民講演会や虐待防止キャンペーンで周知を図る他、SNSを活用し子育て世代や児童本人に向けた動画を配信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	新型コロナウィルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。令和2年11月から見守り強化事業を実施し、306世帯をフォローした。
30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立ちます。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じていじめ防止対策に関するチラシ等配布している。	区のいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても都の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	幼児・児童・生徒の中には、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が続き、自分が感染するのではないかと不安や恐れを抱いてストレス症状を示すことが想定されたため、各学校・園において、学期初めには必ず、学級担任や養護教諭のみでなく、学校が一体となった観察を行い、全員面接を実施し、校内心のケア委員会で幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、一人一人の幼児・児童・生徒に対してきめ細やかな対応を組織的に実施した。
31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	関係機関や地域の民生主任児童委員との連携を密に情報共有する。	関係機関にチラシを配布するとともに、区ホームページ、SNSで情報を発信している。	必要な調査を実施、子どもへの聞き取り、保護者との面接を行い、支援につなげる。	コロナの感染拡大を防ぐため、予定していた研修、会議を実施できないことがあった。
32	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課 長時健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	こんにちは赤ちゃん訪問で把握された要支援家庭について母子保健事業につなげたり、保健師が個別に支援を継続するほか、関係機関と連携を図り、切れ目なくかつ重層的に支援している。	妊娠届出時に「赤ちゃん訪問のお知らせ」を全数配布しています。また、母親学級やパパママ準備教室やホームページで周知している。	関係機関と連携を図り、重層的に支援している。	感染症対策を講じた上で、従来通りの赤ちゃん訪問を継続した。要支援家庭については個別支援や母子保健事業で支援を継続するとともに、関係機関との連携で切れ目のない支援を実施した。
33	子育て訪問相談事業	子育て支援課	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受け、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	保護者からの子育ての不安への丁寧な聞きとり及び最適な支援の提供を行う。	育児訪問、センター講座、SNSを有効活用する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	虐待防止の観点から、育児訪問相談はコロナ禍であってもできる限り対応をした。ペース訪問も電話対応を可能にし、絵本はポストインするという工夫をした。
34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	要支援家庭の早期発見と、見守り機関との連携を強化する。	関係機関への事業周知を徹底する。	子どもの権利グループとの連携を強化する。	緊急事態宣言中は極力利用を控えてもらった。
35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	児童虐待の未然防止を目的に、訪問活動を実施している団体を助成するため、本事業を実施している。	事業者が作成した当該事業のリーフレットを、区の母子保健事業や施設等での配布するなど、周知への協力を行っている。	ホームスタート実施団体が、内容や状況に応じて児童相談所、区の虐待対応担当や母子保健担当などへ連携している。	補助金の交付決定団体による、ホームビジター養成講座が実施できない事が懸念されたが、開催時期を変更して講座を実施できたことにより、ほぼ計画どおりの活動実績となった。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目			
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	虐待やいじめを未然防止するために、特に力を入れて取り組んでいることはありますか。検討中の取組を含めて記載してください。	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか。	虐待やいじめは発見された場合、どのような対応をしていますか。	新型コロナウイルス感染症の影響下で虐待・いじめの未然防止のために特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	各学校において、年3回以上のいじめ防止授業を行うとともに、人権への理解を深めるため外部講師を招聘した授業を実施している。	各学校を通じてチラシ等配布している。	区のいじめ防止対策推進条例、同基本方針に基づき、学校いじめ防止対策推進基本方針を制定し、組織的に対応している。虐待についても都の虐待防止研修セットを活用した研修を各校で行い、教員が虐待を見逃さないよう注意している。	学期初めに必ず心のケアアンケートを実施し、その結果を踏まえた全員面接を実施した。さらにその中で悩みがあると回答した児童・生徒についてはSCによる面接を行い、SCとのつながりを作るとともに児童・生徒の心身の正確な状態を把握した。コロナ禍における家庭での虐待を発見する事例もあった。区立幼稚園スクールカウンセラー事業に関して、これまで幼小連携の一環で小学校の土曜公開事業を参観していたが、コロナの影響で実施できなかった。
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	主訴が異なるケースであっても、虐待やいじめが潜んでいる可能性を考慮し、相談活動を展開している。	校長会や関係機関との研修会等の場で周知を行っている。	虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。	新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化なく、虐待については子ども家庭支援センターや児童相談所、いじめについては学校及び教育委員会の所管課と連携を図り対応している。事業実施に支障をきたしたことはない。

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業の概要					子どもの権利保障に関する項目				
事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	子どもが相談しやすいよう、力を入れて取り組んでいることや留意していることではありませんか。検討中の取組を含めて記載してください	子どもや子育て家庭の認知度や利用率を向上させるため、どのような周知活動を行っていますか	相談対応において、子どもと親の意向が反する場合にどのような対応をしていますか。	他機関に緊く必要がある相談を受けた際、どのような関係機関に緊ぎ、どのように解決を図っていますか	新型コロナウイルス感染症の影響下で子どもの相談支援に特に力を入れたこと、または事業実施に支障をきたしたことを記入してください。
38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	子どもからの相談窓口となる拠点や普段からの子どもたちの居場所となる場所等に設置し、そこに相談員を配置することで子どもたちが気軽に相談できる環境を未然に整えることを検討している。	区HPや広報としまで周知するとともに、SNSやチャットアプリ等、子どもに身近なものからアプローチできるような方法を検討している。	子どもの権利を守ることを念頭に置きながら相互理解を求めていくが、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、対応することが想定される。	必要な聞き取り等を行ったうえで、学校や児童相談所や子育て支援課（子どもの権利グループ）等と連携し対応することが想定される。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行った上で対応するが、対面やアウトリーチでの対応困難となること想定される。電話やWeb上でも対応できる等、対面以外での対応方法を準備しておくことを検討している。
39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	相談場所は子どもがアクセスしやすい所に設定している。	ジャンプの館内掲示やホームページで周知している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループと連携を取りながら必要な支援を受けられるよう対応する。	コロナ禍においても、ジャンプでの巡回相談、個別相談は柔軟に対応した。
40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	児相開設前より専門研修を受講し、日々の業務(派遣含む)を通し、実践を重ねている。開設後、措置児童に対し都作成の「子どもの権利ノート」「相談用はがき」(都事業)を配布。児童福祉司が定期的に面談し権利保障を確認する。一時保護所では児童用の意見箱の設置、子どもの権利擁護委員との交流を検討している。	要保護児童地域対策協議会実務者会議にて開設準備の状況を報告している。開設年度は同協議会の登録機関の施設長会を中心に事業案内、区民向けに広報、パンフレットによる配布物において開設案内を行う予定である。	基本的には児童福祉司が専門職、関係機関の関わりを調整しながら対話を通し、相互理解を求めていくが、安全、生命等に関わる場合は法的根拠に基づき、児童相談所の判断で対応することがある。	区外児童に関わるケースを受理した場合は、児童の安全を迅速に確認したうえで、所管児童相談所へ送致する。緊急な対応が必要なケースでは、警察署や裁判所と連携し、迅速に児童の安全を確保できるよう努める。	児童及び保護者と接触する際の感染予防対策の徹底を行う。新型コロナウイルス感染症を理由に児童相談所の訪問や面接を拒否する家庭が出てくるのが予想され、児童の安全確認に支障をきたす恐れがある。
41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	広報としまや区HPなどで人権擁護委員について周知することで、相談しやすい環境作りを努めている。	広報としまや区HPなどで周知している。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	人権擁護委員が、相談内容に応じて適切な関係機関につないでいる。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、法務省から対面による相談を休止するよう連絡があったため、休止している。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行する前から実施している電話相談については、継続して実施できている。
42	子ども若者総合相談事業（アスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	公立小中学校で児童生徒に配付しているタブレットパソコンでアスとしまに直接相談できるツールを作成している。	公立小中学校の卒業時のアスカートの配付や、SNSなど子ども若者に使いやすい方法で情報を発信している。	親がして欲しいことではなく、子どもがどうしたいかに寄り添う支援を行っている。親から相談があった場合も、本人から連絡してもらうように伝えている。	障害者福祉課、くらしごとセンター、保健所、女性相談、CSWなど、支援する中で必要な部署と連携しながら支援し、就労のみでない自立を目指す。	対面での支援を極力控えていた時期は電話で定期的な状況等の話を聞き相談を受け、困難な状況下でも繋がっていることを伝えた。アウトリーチについては開催している子ども食堂がほとんどなかったため実施できなかった。また、情報発信を強化し、広報、ホームページ、SNS、メルマガに掲載し、大型ビジョンに映像を流した。
43	子どもに関する相談事業	子育て支援課	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	来館の場合は部屋の設定を工夫。未就学児の場合は特に、対象児が落ち着くものを用意する。言葉遣い、話し方について等、OJTや研修でスキルを身につける。	育児訪問、センター講座、センターだより、SNS等を有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一にしつつ、親面談・子面談を実施していく。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担をしている。	会議が開催されにくかったため、特に気になるケースについては電話等で連絡を密にするように心掛けた。
44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受けます。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	児童向けのPR動画を配信している。	SOSカードの配布、SNSを有効活用している。	子どもの権利を守ることを第一に対応し、必要に応じて保護者との面談を実施している。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担をしている。	特になし。
45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	虐待が疑われることに対して、こどもの権利グループと連携し子ども目線での相談も同時に行っている。	ホームページ、リーフレットを作成し、周知している。	子どもの権利グループとの連携で、それぞれの立場での処遇検討を行っている。	子どもの権利グループとの連携、情報共有し役割分担をしている。	特になし。

【未定稿】「豊島区子ども・若者総合計画」実施状況調査票（抜粋）

資料3	令和3年9月2日
	第2期第4回 豊島区子どもの権利委員会

当資料は、青少年問題協議会への報告前の資料であり、内容についても精査中となります。
あくまで参考として提示するものですので、取扱いには十分ご注意ください。お願い致します。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業の概要						目標管理										
分類	事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	目標	計画策定時の現状値 (平成30年度) ※重点事業のみ	目標値 (令和6年度)	目標値の性質 ※本調査にて新たに設定	令和2年度実績 []内は令和2年度目標値 ※計画事業は本調査にて新たに設定	事業目標に資する 令和2年度の取組内容	主管課 評価	令和3年度以降の 取組の方向性	目標値(令和6年度)の見直し ※重点事業のみ		
														見直しの 要否	見直し後の目標値	見直しの理由
重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業	子育て支援課	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①2回 (毎年度回数を維持) ②30回	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①1回 (50%) 【2回】 ②30回 (100%) 【20回】	コロナ禍のため、ネットワーク研修は予定していた2回を実施できなかった。出張講座に関しては、人数や会場を調整し、密にならない環境で実施した。	B	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。	①不要 ②必要	①ー ②40回	①ー ②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため
重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①小学校 82.2% 中学校 96.8% 【R2目標：100%】 ②職層に応じ年3回実施(100%) 【R2目標：年3回】	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催 ・教員研修の実施(5回) ・臨時休業明けに「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施(3回)	A	・学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しないさせない見逃さない」体制づくりを推進する。 ・子どもスキップや家庭・地域においても、学校と一体的にいじめ対策を推進できる体制づくりを推進する。	不要	—	—
計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子育て支援課	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	85名	85名	数値上昇型	66名 【85名】	「子どもの感情の育て方」というテーマで、コロナ禍ではあるが、保育も実施し、子育て中の保護者も参加できるように配慮した。	B	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。			
計画事業	32	こんには赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	97.0%	97.0%	数値維持継続型	88.7% 【R2当初目標100%】	赤ちゃん訪問(新生児訪問及び乳幼児全戸訪問)を実施。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施。			
計画事業	33	子育て訪問相談事業	子育て支援課	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	—	—	—	—	—	訪問の要請を聞き対応する担当職員と信頼関係構築に努めた。	B	コロナ禍でさらに孤立している家庭が増えているためより支援を提供していく。			

事業の概要						目標管理										
分類	事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	目標	計画策定時の現状値（平成30年度）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）	目標値の性質※本調査にて新たに設定	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値※計画事業は本調査にて新たに設定	事業目標に資する令和2年度の取組内容	主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性	目標値（令和6年度）の見直し ※重点事業のみ		
														見直しの要否	見直し後の目標値	見直しの理由
計画事業	34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一体型ショートケアの延利用日数		100日	数値維持継続型	80日【100日】	保健師や子どもの権利グループからの相談により、要支援家庭の利用をすすめた。	B	要支援家庭の発見から、母子生活支援施設の利用も含め見守りができる体制を作る。			
計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	配偶者の暴力から逃げた被害者とその子どもを一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	助成団体数		1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】	事業を行う区内団体に募集・交付決定を行い、ホームビーター養成等の事業費への補助を行った。	A	令和2年度に引き続き、募集・助成を行い、地域におけるホームスタート事業を支援する。			
計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	東京都からのスクールカウンセラーを配置した小・中学校数		東京都からのスクールカウンセラーを配置した小・中学校数	数値維持継続型	小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置【R2目標：小・中学校全校配置】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼する。			
計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を行い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数		30校	数値維持継続型	27校【30校】	拠点校配置型を一部導入する。	A	学校をプラットフォームとした支援形態に、段階的に移行する。			

②相談・救済体制の整備

目標	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業の概要						目標管理										
分類	事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	目標	計画策定時の現状値（平成30年度）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）	目標値の性質※本調査にて新たに設定	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値※計画事業は本調査にて新たに設定	事業目標に資する令和2年度の取組内容	主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性	目標値（令和6年度）の見直し ※重点事業のみ		
														見直しの要否	見直し後の目標値	見直しの理由
重点事業	38	「子どもの権利擁護センター（仮称）」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員会を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和3年度中に開設 ②50件	①ー ②数値上昇型	①設置に向けて検討 ②ー	「子どもの権利委員会」を全3回開催し、その中で「子どもの権利擁護センター（仮称）」も含めた「子どもの権利擁護制度」のあり方について検討した。	B	子どもの権利に関する施策検証の中で既存事業の課題を整理しながら、子どもの権利擁護のために既存事業の活用方法や連携方法を検討していく。	①必要 ②不要	①令和4年度中に開設 ②ー	①新型コロナウイルス感染症の影響で区の財政等に影響が生じており、様々な事業にスケジュールの変更が発生しているため。 ②ー

事業の概要						目標管理										
分類	事業No.	事業名	担当課	事業目標	事業内容	目標	計画策定時の現状値（平成30年度）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）	目標値の性質※本調査にて新たに設定	令和2年度実績【】内は令和2年度目標値※計画事業は本調査にて新たに設定	事業目標に資する令和2年度の取組内容	主管課評価	令和3年度以降の取組の方向性	目標値（令和6年度）の見直し ※重点事業のみ		
														見直しの要否	見直し後の目標値	見直しの理由
重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子育て支援課	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	10件	数値上昇型	15件（150%）【7件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	B	引き続き、ジャンプでの巡回相談、必要に応じて個別相談を実施する。	必要	20件	中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。
計画事業	40	児童相談所の設置・運営	子育て支援課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	-	設置計画書を作成するとともに、組織・人員体制確保のため、計画的な職員採用と他自治体への職員派遣等を実施。	A	政令指定に先立つ東京都及び厚生労働省との事前協議に向け、より具体的な運用の検討を進めるとともに、東京都からの事務引継ぎを着実に、円滑な運営のための体制整備を推進する。			
計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間	-	-	-	3	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。	B	コロナ禍においても電話相談を継続する。			
計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がります。	登録相談者数		250人	数値上昇型	144人【R2当初目標150】	SNS等での情報発信、公立高校等での出前講座、中高生センタージャンプでの出張相談などで、相談のハードルを下げるための活動を実施した。	B	引き続き、予防的支援を強化し、気軽に相談できる窓口を目指し、重篤化する前からの相談に繋がるよう情報発信と意識啓発に努める。			
計画事業	43	子どもに関する相談事業	子育て支援課	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数		500件	数値上昇型	345件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	B	引き続き連携を密にし、切れ目のない支援を行う。			
計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子育て支援課	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数		4件	数値上昇型	1件【2件】	フリーダイヤルの周知が不足しているため件数が少ない。	C	小学校4年生から中学生までに学校を通しフリーダイヤルの周知に努める。			
計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようになります。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数		14,000件	数値上昇型	10,746件【12,000件】	DV被害者の一時保護、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する臨時的食料支援	A	あらゆる機会をとらえ、相談につなげ自立に向けての支援を寄り添い支援を行う。			

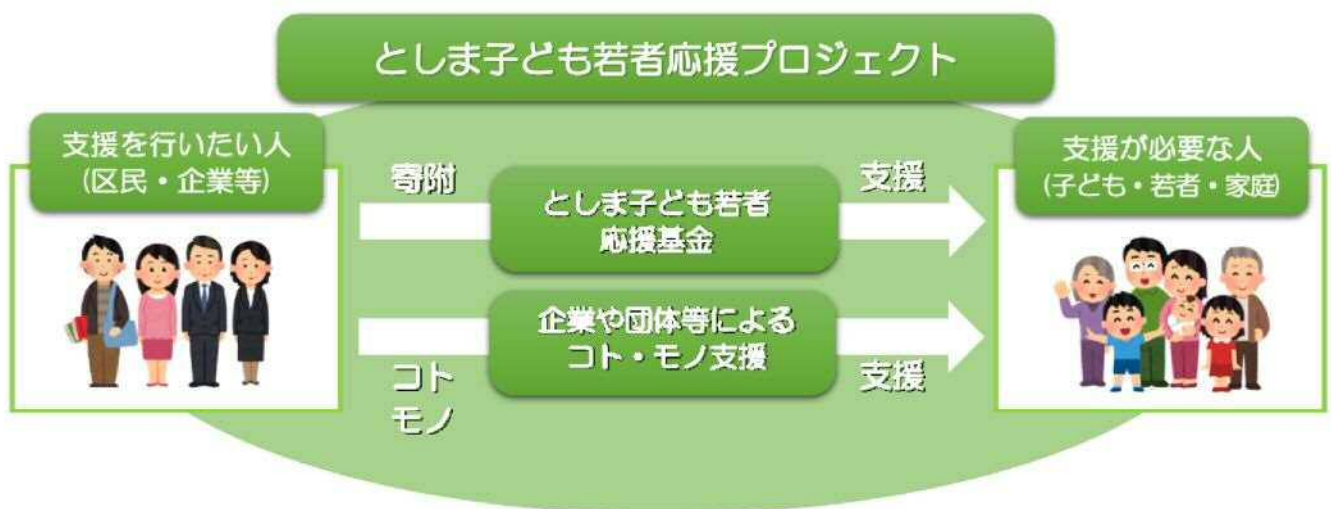
令和3年度における子どもの権利普及啓発等の取組について

パンフレット等の 配付・作成	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校の新入生の保護者向けに条例周知用パンフレット（一般用）を配付 区立中学校の新入生に条例周知用パンフレット（中学生用）を配付 区立中学校の全生徒に条例周知用カードを配付【新規】 小学生及び中学生を対象とした条例周知用パンフレットの作成（大学と連携し、マンガ・イラストを使用した子どもたちに理解しやすい内容になるよう検討）【新規】
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 「広報としま」に子どもの権利を紹介する記事を掲載 庁内で開催される「人権パネル展示」等への出展 としまテレビ（ケーブルテレビ）の豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介
区立学校における 取組	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都教育委員会人権尊重教育推進校」及び「豊島区教育委員会研究開発指定校」である巣鴨小学校での人権教育授業の中で、「豊島区子どもの権利に関する条例」について理解を深めるための授業を実施【新規】 区立小学校に対して条例学習パンフレット（小学4～6年生向け）の活用を依頼【新規】 区立小中学校に対して「子どもの権利学習プログラム」の実施を依頼【新規】
ワークショップ等 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「としま子ども会議」の実施（豊島区子どもの権利に関する条例第20条第4項に基づく事業） 「豊島こども大学」の実施（立教大学との連携事業） 子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施 区立保育園において「CAPワークショップ」を実施
職員向けの取組	<ul style="list-style-type: none"> 区職員向けに子どもの権利のeラーニングを実施（9月に配信予定）【新規】 区立小中学校の人権教育担当の教員を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について、理解を促進 区立小中学校の生活指導主任研修会で、「子どもの権利」について理解を促進
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「としま子ども若者応援プロジェクト」の実施【新規】

としま子ども若者応援プロジェクトについて

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様等“オールとしま”による SDGs の推進として、区内の子ども・若者や子育て家庭を「支援をしたい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトとして始動しました。

本プロジェクトは、皆様からのご寄附を積み立てるために創設した「としま子ども若者応援基金」と「企業や団体等によるコト・モノ支援」を二本柱として取組を進めていきます。



1. としま子ども若者応援基金の創設

皆様からの寄附金により、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援事業を実施します。

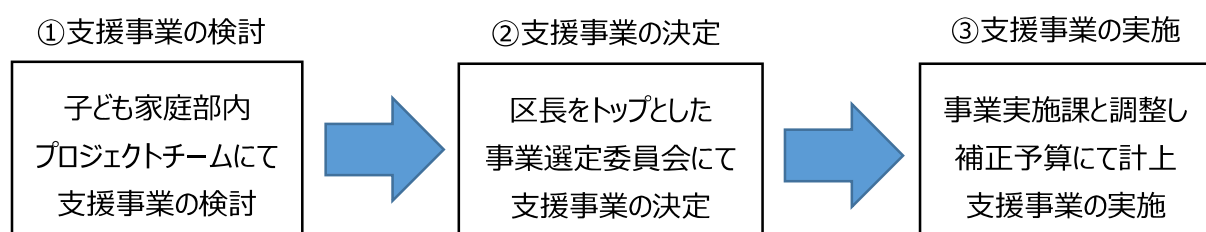
(1) 寄附実績 (8月24日現在)

- 寄附件数：計 11 件（内訳：個人 8 件、法人 3 件）
- 寄附金額：計 1,334 万円（内訳：個人 133 万円、法人 1,201 万円）

(2) 支援事業の例

ひとり親への食糧支援、児童相談所開設後の一時保護所入所児童への支援等

(3) 支援事業決定のプロセス



2. 企業や団体等による支援・協力連携

寄附金だけでなく、企業や団体等による子ども・若者や子育て家庭を対象とした、「コト支援（様々な体験や居場所の提供等）」、「モノ支援（余剰品の活用等）」等それぞれがもつあらゆる資源を活用した支援や、プロジェクトの周知等の広報活動に協力いただいています。

(1) 株式会社フォーシーズ（モノ支援）

株式会社フォーシーズが運営するピザーラの宅配ピザを区内の子ども食堂にて配付しました。（ピザLサイズ 120枚）



受け渡しの様子

(2) 区内 FF 企業（広報協力）

① 西武池袋本店



書籍館 1 階 EV 前
別館 B1 階入口横



地下 1 階南口(クラブ・マガート)案内所
1 階車寄せ口案内所



西武池袋線池袋駅コンコースサイネージ

②東武百貨店池袋店



2F 5番地
エスカレーター横吹き抜けスペース



3F 3番地
エスカレーター横チラシラック

③サンシャインシティ



アルパ地下1階噴水広場前
チラシラック



アルパ地下1階 ポスター掲示



サンシャインシティビジョン PE 映像放映

④池袋ショッピングパーク



レンガ通り ポスター掲示板



レンガ通り サイネージ

⑤WILLER 株式会社 (IKEBUS) ※調整中



(3) 東京ガス(株)×(株)SynaBiz によるご寄附の協力

Junijuni (ジュニジュニ) 支援先団体

支援先団体
Junijuniは、会員の皆様と協賛企業と共に、社会貢献活動を行う団体と連携してまいります。

SDGs推進事業として
としま子ども若者応援基金

◆としま子ども若者応援基金とは
豊島区では、すべての子ども・若者や子育て家庭が、豊かな文化の中で成長できるまちの実現を目指しています。
「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民の皆様や企業等「オールとしま」によるSDGsの推進として「支援をしたい人」と「支援が必要人」を結び、地域全体で「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。
このプロジェクトを通じて、困難を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援を行い、子どもたちに成長していくうえで必要な体験の場や人、交流など、大切な機会を提供していきます。
としま子ども若者応援基金 詳細はこちら

東京ガスと SynaBiz が協働で運営する社会貢献型ショッピングサイト「junijuni」での売り上げの一部を「としま子ども若者応援基金」に寄附指定できる取組もスタート！

3. 広報・周知物について

(1) PR ロゴの作成



ロゴ名：わかばちゃん

豊島区の子どもや若者たちのイメージを「若い芽」で表現し、それを地域の皆さんの手で支え包み込み、その芽を育てながら「誰一人取り残さない」という想いを込めて職員が作成しました。

(2) チラシ・ポスター



(3) PR 映像



※サンシャインシティビジョンや区民センタービジョン、西口グローバルリングビジョンで放映

4. 区施設等での広報・周知

(1) ポスター



本庁舎エレベーターホール壁面等

(2) チラシ



区民ひろばや図書館等

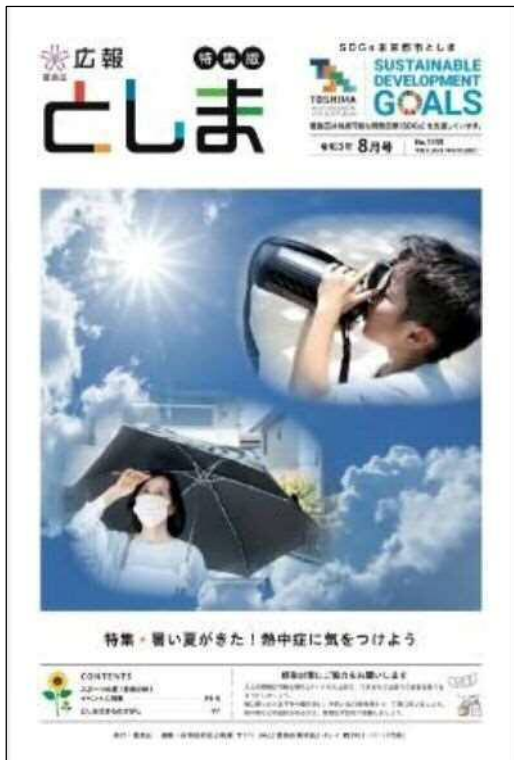
(3) PR 映像



区民センター大型ビジョン

※西口リングビジョン等にも放映予定

(4) 広報としま (8月1日号特集版)



(5) 区 HP ページトップページ (カルーセル)



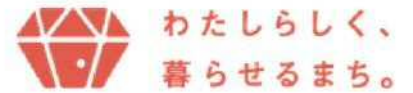
(6) 区の公式 Twitter 等の SNS



としまななまるチャンネル



※SNS については、FF 企業にも区の投稿に対してリツイートしてもら等、協力依頼をする。



わたしらしく暮らせるまち Facebook

5. 区内大学との連携 (調整中)

広報 PR 用のチラシ・ポスターの掲出依頼と合わせて、区内 7 大学へ「としま子ども若者応援プロジェクト」との連携・協力について協議を進めている。

SDGs 未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

“オールとしま”で支援!



としま子ども若者応援プロジェクト

子どもたちのための
ご寄附を受付中!

企業や団体等も
コ・モノ支援を通じ
応援しています!

SDGs未来都市としま



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

豊島区子ども家庭部子ども若者課
☎ 03-4566-2471

詳しくは区HPもご覧ください→



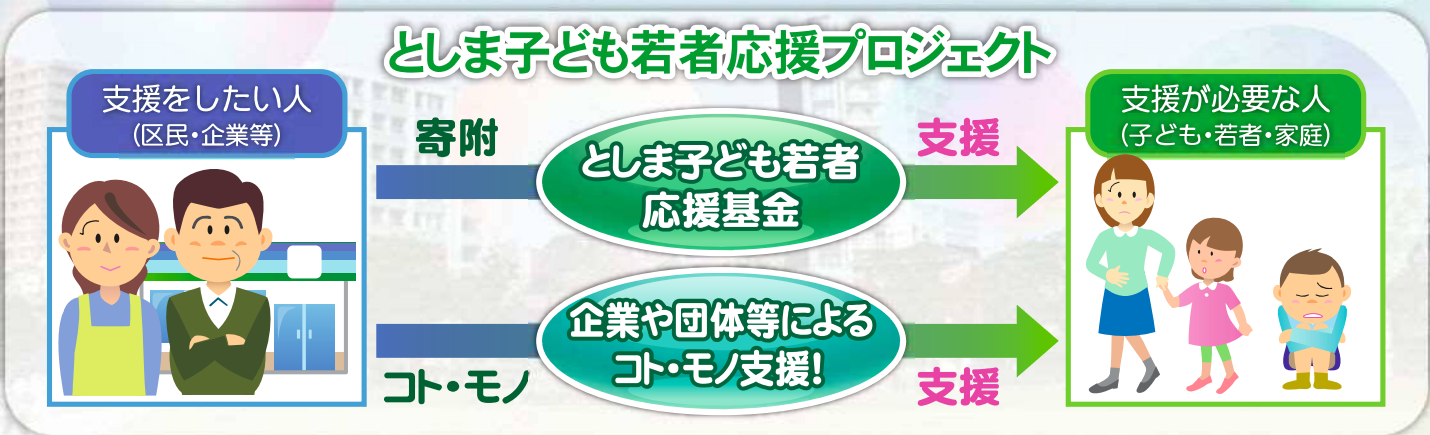
プロジェクトPROゴの紹介



豊島区の子どもや若者たちのイメージを「石い芽」で表現し、それを地域の皆さんの手で支え包み込み、その芽を育てながら「誰一人取り残さない」という想いを込めて作成しました。

2020年7月、豊島区は内閣府から「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、誰一人取り残さないまちづくりに取り組んでいます。

「としま子ども若者応援プロジェクト」は、区民や企業の皆様など「オールとしま」によるSDGsの推進として、「支援をしたい人」と「支援が必要な人」を結び、地域全体で「支援の輪」を広げていくためのプロジェクトです。



「としま子ども若者応援基金」の創設!

令和3年7月、「子どもたちのために役立ててほしい」等のお声とともにいただいた寄附金を積み立てるために、「としま子ども若者応援基金」を創設しました。皆様からの寄附金によって、困難を抱えた子ども、若者や子育て家庭への支援事業を実施します。

【支援事業の例】

- ・ひとり親への食糧支援
- ・児童相談所開設後の一時保護所入所児童等への支援



企業や団体等によるコト・モノ支援!

企業や団体等が、子どもや子育て家庭を対象とした、コト支援(様々な体験や居場所の提供)、モノ支援(余剰品の活用)など、それぞれがもつあらゆる資源を活用した支援に取り組んでいます。これから参加できる事業については、区ホームページや広報としまでお知らせします。



空いているスペースを、子どもたちが交流しながら宿題をしたり、遊んだりできるような場にできないかな?

ご寄附は税額控除の対象になります

「ふるさと納税」の活用による、**住民税** **所得税** の控除を受けることができます。

税務署に原則確定申告が必要です。
一定の条件を満たせばワンストップ特例制度も活用できます。

銀行振込でご寄附いただけます

【金融機関名】みずほ銀行 池袋支店 【口座番号】普通預金 3146701
【口座名義】豊島区としま子ども若者応援寄附金

「みずほ銀行ATM」もしくは「みずほダイレクト」からのお振込については手数料はかかりません。(※みずほ銀行店舗窓口でのお振込みや、その他金融機関からのお振込みについては、銀行所定の手数料がかかりますのでご注意ください。)

※確定申告時の添付書類として銀行振込の際に発行される控え(振込票)及び本紙を保管してください。

「今あるもの」「身近なこと」が支援につながります!

子ども・若者や子育て家庭の皆さんが安心して過ごすことのできる居場所や様々な体験の提供をする「としま子ども若者応援プロジェクト」を通し、地域の「支援の輪」を広げていきましょう!